

臭気指数規制の導入について

平成25年4月1日から臭気指数規制が導入されています。

○近年の悪臭苦情の傾向

近年の全国的な悪臭苦情の傾向として、飲食店やサービス業からの悪臭や、さまざまな臭いが混ざった複合臭など、いわゆる都市型・生活型と呼ばれる悪臭苦情が増加しています。

○悪臭の規制について

悪臭防止法

悪臭防止法は、工場や事業場から事業活動に伴って発生する悪臭に対して必要な規制を行うとともに悪臭防止対策を推進させることにより、生活環境を保全することを目的として昭和46年に制定された法律です。

規制方法

規制方法としては、「物質濃度規制」と「臭気指数規制」の2種類が定められています。

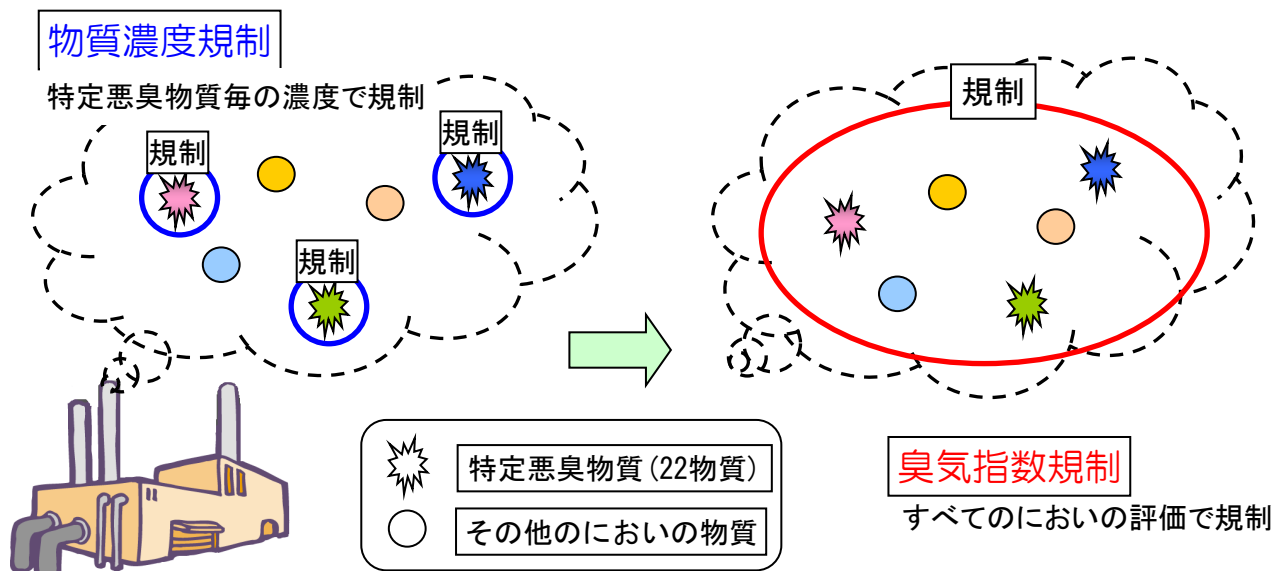
岩倉市では、以前は物質濃度規制を用いていましたが、平成25年4月1日より臭気指数規制に変更しています。

物質濃度規制……悪臭防止法制定当初より行われている方法で、アンモニアや硫化水素など22物質が指定されている特定悪臭物質の濃度を規制する方法です。

臭気指数規制……すべてのにおいを総合的に評価するため人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化する方法で、平成7年に悪臭防止法に導入されました。

○臭気指数による規制

においがある物質は40万種類以上あると言われています。臭気指数は、これら多種多様なにおいの物質に対応することが可能であり、においの相加・相乗等の効果についても評価できます。また、人間の嗅覚を用いた方法で測定された値であるため、住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすいといった特徴があげられます。



○臭気指数とは

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。具体的には、試料を臭気（におい）が感じられなくなるまで無臭空気希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値のことをいいます。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log} (\text{臭気濃度})$$

例：試料を100倍に希釈したときにおいが感じられなくなった場合

$$\begin{array}{ccc} \text{臭気濃度} & \Rightarrow & \text{臭気指数} \\ 100 & & 10 \times \text{Log} (100) = \underline{20} \quad \text{となります。} \end{array}$$

○規制対象

すべての業種に係る工場や事業場から発生する悪臭が規制対象となります。

○規制基準

	第1種地域	第2種地域	第3種地域
敷地境界線上の規制基準 (1号基準)	12	15	18
気体排出口の規制基準 (2号基準)	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出		
排出水の規制基準 (3号基準)	28	31	34



○規制地域

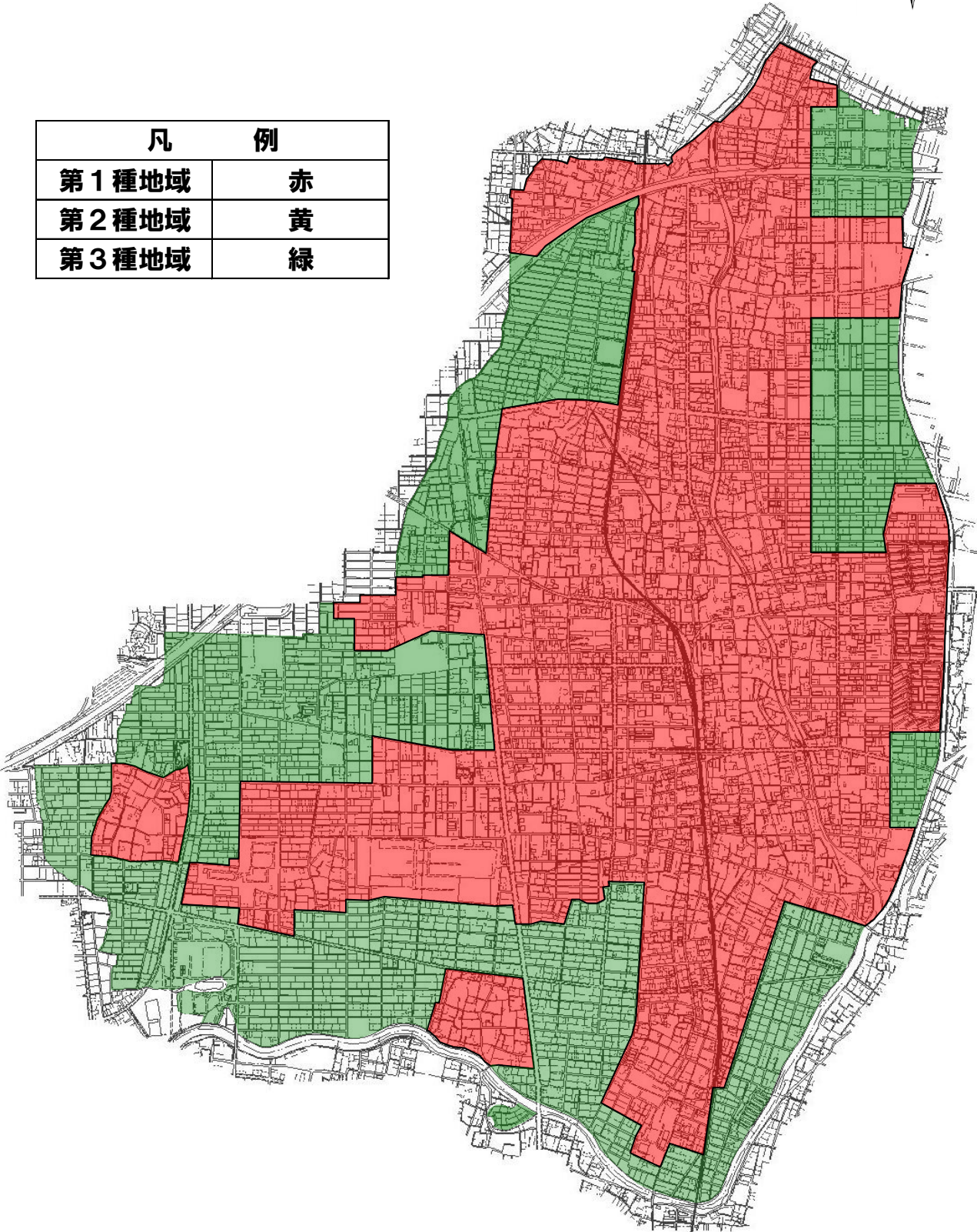
次頁の規制地域図のとおりです

出典：臭気指数規制導入参考事例集（環境省）

規制地域



凡	例
第1種地域	赤
第2種地域	黄
第3種地域	緑

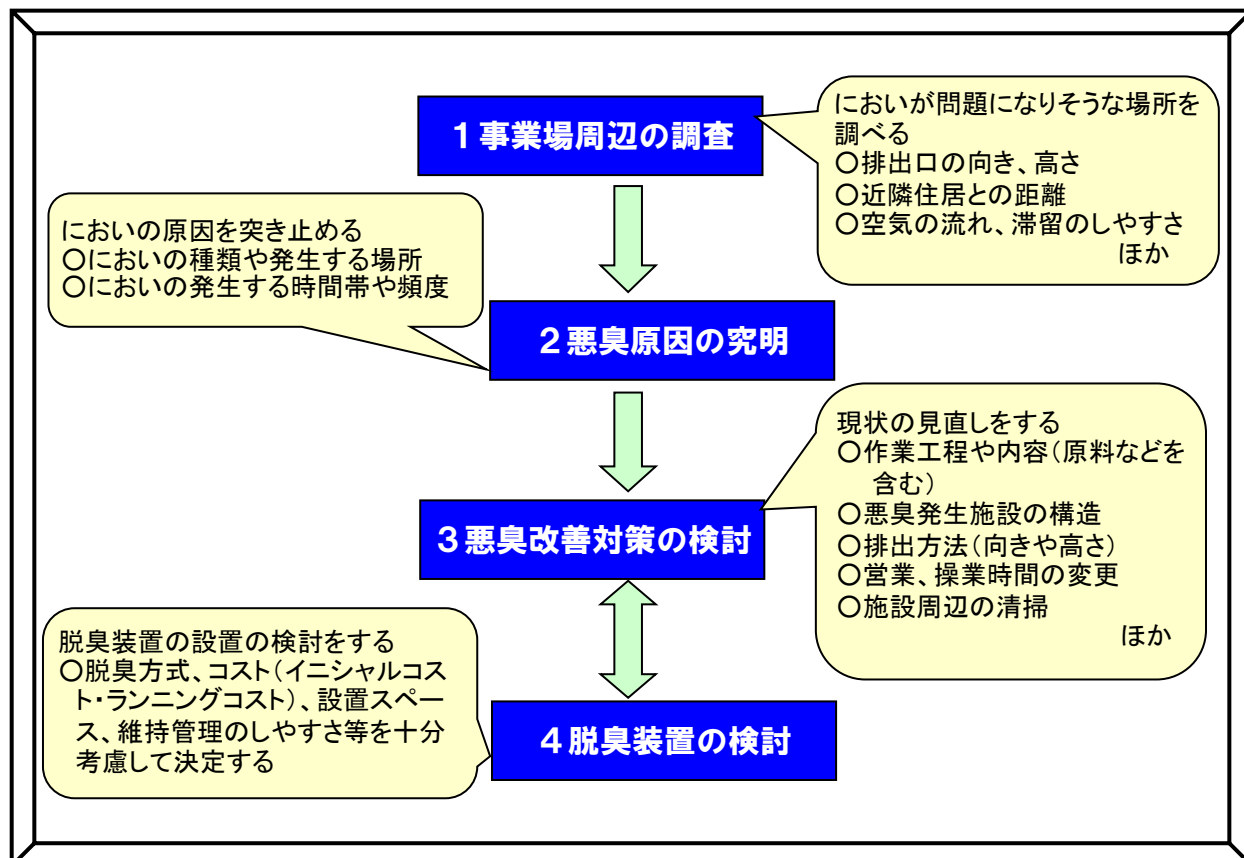


※岩倉市において、第2種地域に該当する地域はありません。

悪臭問題を起こさないために

○悪臭は未然に防ぐことが肝心です

苦情が起きてから対策をするのでは、金銭的にも労力的にも負担が大きいばかりか、事業場のイメージも損ないかねません。苦情が出ていないから安心ということではありません。そのようなことにならないよう、日頃から悪臭を未然に防ぐ取り組みを行っていきましょう。



○規制基準の遵守

工場や事業場から発生する悪臭が規制基準に適合せず、周辺的生活環境が損なわれていると認められる場合、適切な対策を講じていただきます。適切な対応をとらないと、改善勧告・改善命令が出される場合があります。

○事故時の措置

規制基準を超える(あるいは超える恐れのある)悪臭事故が発生した場合は、すぐに応急措置及び速やかな復旧を講じるとともに市へ通報する義務があります(ただし、大気汚染防止法に基づく通報をした場合は必要ありません)。状況により応急措置を命ずることがあります。

●問い合わせ先

岩倉市市民部環境保全課

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地
TEL 0587-38-5808 FAX 0587-66-6100
E-mail kankyohozen@city.iwakura.lg.jp